

お知らせ

昭和六十四年歌会始のお題  
及び詠進歌の詠進

一、歌会始のお題

「晴」

と定められました。

二、詠進歌の詠進要領

(一) 詠進歌は、自作の歌で一人一首とし、未発表のもの

(二) 用紙は、半紙(和紙)とし毛筆で自書する。

(三) 病気又は身体障害のため自筆できない場合理由書を添え代筆ができる。点字でも良い。

四書式は、半紙を横長に用い右半分にお題と歌、左半分に郵便番号、住所、氏名、生年月日及び職業を縦書き

五、郵便のあて先  
〒100東京都千代田区千代田一番一号宮内庁とし封筒に「詠進歌」と書き添える。

六、問い合わせ先  
役場総務課 ☎ 3-0221

三、注意事項

(一) 一人で二首以上詠進した時

(二) 詠進歌が既に発表された歌著しく類似した歌

(三) 歌会始前に、新聞、雑誌、年賀状等に発表した場合

(四) 二の(三)に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められる歌

四、詠進の期間

九月一日から十月十一日までとし、十月十一日消印有効

五、郵便のあて先

〒100東京都千代田区千代田一番一号宮内庁とし封筒に「詠進歌」と書き添える。

六、問い合わせ先

役場総務課 ☎ 3-0221

少年の家出や非行を防止しよう!

夏休み明けの9月は、1年を通じて少年の家出が最も多くなる時期です。

家出を防ぐために

◎家庭では

- 一家だんらんの機会を持ち、なんでも話し合える明るい家庭づくりに努めましょう。
- 親が生活の規範を示し、規則正しい生活を身につけさせるようにしましょう。
- スポーツや社会奉仕活動などに進んで参加させ、社会のルールを身につけさせましょう。

◎地域・職場では

- よその子も我が子と同じように温かい心で接し、注意や助言をしてやりましょう。
- 駅や公園、盛り場などで、家出人らしい少年を見かけたときは早く警察に連絡しましょう。

長門警察署

慰労品・慰労金の支給

ソ連・モンゴルへ

強制抑留された方へ

に慰労金として十万円(二年償還の記名国債)を支給することになりました。



このたび、平和祈念事業特別基金等に関する法律が成立し、同法に基づいて戦後、ソ連又はモンゴルの地域において強制抑留された方で日本に帰還した戦後強制抑留者又はその遺族に慰労品(書状・銀杯)を贈呈するとともに、これらの方々のうち年金恩給等を受給していない方には、更

▼ 請求書等の送付先及び問い合わせ先  
〒112 東京都文京区大塚五-13-1 三 平和祈念事業特別基金業務第二課宛  
☎ 03-9445-4703  
又は役場民生課  
☎ 3-0221 (内線136)

第8回 手話講習会

目的 聴覚障害者の社会参加を促進し、その福祉向上のため広く長門大津地区の住民の方へ手話技術等の指導普及を図る。

とき 9月14日~11月30日 毎週水曜日18時30分~20時

ところ 長門市物産観光センター研修室

申し込み及び問い合わせ先

長門市社会福祉協議会 澄田まで

☎ 08372②-2111

主催 長門手話友の会 長門市社会福祉協議会

久原・生島・兔渡谷地区で 10月1日「住宅統計調査」

10月1日に全国一斉に「住宅の国勢調査」ともいわれる住宅統計調査が行われます。この調査は「豊かな住生活」のための基礎となるものです。調査員が9月末日から調査票を持って調査をお願いするお宅にお伺いしますので、ご協力をお願いします。



昭和63年住宅統計調査

お問合せは 総務課 企画係 ☎ 3-0221